

新たな情報伝達手段について



令和3年4月から、新たな情報伝達手段「消防サイレン」「緊急告知防災ラジオ」の運用を開始しました。

1. 消防サイレン

市では、皆さんに緊急事態をお知らせする手段の多重化を図るため、消防サイレン を活用しています。

大津波警報発令時やミサイルによる武力攻撃事態時に消防サイレン「15 秒吹鳴ー 2 秒休止」が鳴ります。大津波警報発令時は高台に、ミサイルによる武力攻撃事態 時は付近の頑丈な建物に避難しましょう。

ただし、大きな揺れを感じた場合などは、サイレンの吹鳴ある・なしに関らず、直 ちに避難行動をとりましょう。

2. 緊急告知防災ラジオ

緊急地震速報や大津波警報など国からの緊急情報を受信して、自動で起動し放送されます。

留萌市では、



- ・留萌川上流・中流域にお住まいの方
- ・75 歳以上の一人暮らしの方

上記の方に配布しています。

これまでの防災行政無線については、大雨や強風時など、屋内では放送内容が聞き取れないとのご指摘をいただくことも少なくありませんでした。

しかし、今年度からは、緊急告知防災ラジオを対象世帯に設置することで、円滑な情報伝達が可能となります。

※ 平成 29 年度に貸与した「防災行政ラジオ」は、令和4年3月末から緊急情報を受信する ことができなくなります。このため、必ず新型のラジオと交換するよう、お願いします。

市では現在、緊急告知防災ラジオ貸与しています。

貸与の対象となられている方で、まだ緊急告知防災ラジオをお持ちでない方は、市役所本庁舎2階危機対策室へお越しください。

問 市・危機対策室 ◎ 56-5005

